

本書は、経済的な加除(さしかえ)式書籍です。

- 法令の改正などに対応して発行される追録(有料)をさしかえるだけで、常に最新内容になり、その都度、新しい書籍を購入する必要がありません。
- 改正にならない部分は、そのまま利用できますので、資源保護につながり、環境にも配慮しています。
- ご希望によりさしかえ作業の無料サービスをうけたまわります。

組見本
(B5判縮小)

第2章 公正証書の種類と文例 第27 その他の公正証書

4 後見に関する公正証書

○任意後見契約(将来型)の場合

〇〇年〇〇月〇〇日

任意後見契約公正証書

本職は、委任者花山咲子(以下「甲」という。)と受任者海原浩一(以下「乙」という。)の嘱託により、その陳述の趣旨を録取してこの証書を作成する。

(契約の締結)
第1条 甲は、乙に対し、〇〇年〇〇月〇〇日、任意後見契約に関する法律(任意後見契約法)に基づき、甲が、将来、事理を弁識する能力が不十分な状況になったときの甲の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務(後見事務)を、次に定める条項によって委任し、乙はこれを受任する。

(効力の発生)
第2条 この契約は、甲について任意後見監督人が選任されたときからその効力を生じる。

(任意後見監督人の選任請求)
第3条 乙は、この契約締結後、甲が、精神上の障害によって、事理を弁識する能力が不十分な状況になり、乙がこの契約による後見事務を行うことが相当となったときは、速やかに家庭裁判所に対し任意後見監督人の選任を請求するものとする。

第2章 公正証書の種類と文例 第27 その他の公正証書

職業なし

委任者 甲 花山 咲子
〇〇年〇〇月〇〇日生

住民票上の住所 埼玉県〇〇市〇町3番地の2
現住所 東京都〇〇区〇〇3丁目3番3号
会社員

受任者 乙 海原 浩一
〇〇年〇〇月〇〇日生

甲は、印鑑証明書により、乙は、運転免許証により、それぞれ人違いのないことを証明した。以上の記載事項を読み聞かせたところ、甲、乙とも記載のとおりであることを認めて次に署名押印した。

委任者 甲 花山 咲子 印
受任者 乙 海原 浩一 印

この証書は、〇〇年〇〇月〇〇日本職役場において、当事者の陳述の趣旨を録取して、法律の規定に従って作成し、本職下に署名捺印する。

東京都〇〇区〇〇1丁目1番1号 北山 四 郎 職印
東京法務局所属公証人

(別紙) 【省略】

●作成上の留意点●

1 任意後見制度の概要
(1) 成年後見制度
民法の一部改正により、これまでの禁治産・準禁治産の制度が改められ、補助・保佐・後見という新しい成年後見制度になりました。併せて、任意後見契約という制度が創設され(「任意後見契約に関する法律」)、後見等の登記の制度も設けられました(「後見登記等に関する法律」)。

任意後見契約は、これまで法定後見一本だった成年後見制度に、私的自治の観点から、自己決定の理念に即して、契約方式により、本人の意思を反映した後見制度を設けたものです。もちろん、事柄の性質上、本人の利益保護の必要から公的介入が必要でその配慮もされています。

— 2554 —

新日本法規出版株式会社

本社 総務本部 〒460-8455 名古屋市中央区栄1丁目23番20号

東京本社 〒162-8407 東京都新宿区区市谷砂土原町2丁目6番地

(2023.8) 478-18

この印刷物は環境にやさしい「植物性大豆油インキ」を使用しています。

合に締結する任意後見契約のことで、任意後見契約に関する法律が予定する最も基本的な契約形態です。この文例が、これに当たります。

「即効型の任意後見契約」は、契約締結後直ちに任意後見監督人の選任請求を行うことを予定する契約です。「移行型の任意後見契約」は、当面委任者が必要とする事務は民法上の委任契約で賄うが、将来委任者が判断能力が低下した場合には公的監督のもとで任意後見人による保護を受けたいとする場合に締結する契約です。委任者の判断能力が低下した時点で、財産管理契約から任意後見契約に移行することを想定した契約となっています。

「即効型の任意後見契約」については、後掲「任意後見契約(即効型)の場合」の文例を、「移行型の任意後見契約」については、後掲「任意後見契約(移行型)の場合」の文例を、それぞれ参照してください。

100 この文例について

この文例は、日本公証人連合会の文例委員会が作成した文例(同機関誌「公証」127号)を基本にして作成したもので、第1条の記載で明らかのように、委任者の生活全般にわたり後見事務を委任する契約のものです。委任事項を限定する契約の場合は、その委任事項によって、第1条、第5条、第6条などの記載が変わります。任意事項にしたがって工夫を要します。

◆実務アドバイス◆

①民事局長通達(平12・3・13民一634)抄

任意後見契約公正証書の作成

本人との面接等

ア 任意後見契約の公正証書を作成するに当たっては、本人の事理を弁識する能力及び任意後見契約を締結する意思を確認するため、原則として本人と面接するものとする(本人が病気等のため公証人役場に赴くことができない場合は、公証人法第18条第2項ただし書の「事件ノ性質ク之ヲ許サル場合」に当たる。)

イ 本人の事理を弁識する能力に疑義があるときは、任意後見契約の有効性が訴訟や審判で争われた場合の証拠の保全のために、本人が契約の性質及び効果を理解するに足りる能力を有することを証すべき診断書等の提出を求め、証書の原本とともに保存し、又は本人の状況等の要領を録取した書面を証書の原本とともに保存するものとする。

— 2558 —

第2章 公正証書の種類と文例 第27 その他の公正証書

参照条文

○任意後見契約に関する法律

(定義)

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

一 任意後見契約 委任者が、受任者に対し、精神上の障害により事理を弁識する能力が不十分な状況における自己の生活、療養看護及び財産の管理に関する事務の全部又は一部を委託し、その委託に係る事務について代理権を付与する委任契約であって、第4条第1項の規定により任意後見監督人が選任された時からその効力を生ずる旨の定めのあるものをいう。

二～四 (省略)

任意後見契約の方式

3条 任意後見契約は、法務省令で定める様式の公正証書によってしなければならない。

任意後見人の解任

4条 任意後見人に不正な行為、著しい不行跡その他その任務に適しない事由があるとき、家庭裁判所は、任意後見監督人、本人、その親族又は検察官の請求により、任意後見人を解任することができる。

任意後見契約の解除

5条 第4条第1項の規定により任意後見監督人が選任される前においては、本人又は任意後見受任者は、いつでも、公証人の認証を受けた書面によって、任意後見契約を解除することができる。

6条 第4条第1項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見受任者は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。

保佐及び補助との関係

任意後見契約が登記されている場合には、家庭裁判所は、本人の利益のため特に必要と認めるときに限り、後見開始の審判等を行うことができる。

7条 後見開始の審判等の請求は、任意後見受任者、任意後見人又は任意後見監督人もすることができる。

8条 第1項の規定により任意後見監督人が選任された後においては、本人又は任意後見受任者は、正当な事由がある場合に限り、家庭裁判所の許可を得て、任意後見契約を解除することができる。

最新

公正証書 モデル文例集

すいせん 日本公証人連合会 会長 小坂 敏幸

編集 公正証書文例研究会

公正証書の種類ごとに、
モデル例を多数収録!!
作成のポイントも
ズバリ明示!

★B5判・横書きになり、
より見やすくなりました!

◆契約書・遺言書などが公正証書の形で掲載してありますので、法律実務家や企業の担当者が文書を作成する際に信頼してご利用いただけます。

◆各モデル文例に、作成上の留意点、実務アドバイスとして文書作成上の解説を付し、その根拠となる法令や参考となる判例要旨を掲げていますので、各事例における法的な知識を深めることができます。

◆遺言や任意後見など、増加している公正証書の作成に対応することができます。

追録購読者特典

無料で弊社WEBサイトから登載文例のデータをダウンロードできます。また、電子書籍版を利用できます。

0120-089-339 (通話料無料)
受付時間 9:00~16:30 (土・日・祝日を除く)

WEBサイト <https://www.sn-hoki.co.jp/>

E-mail eigyo@sn-hoki.co.jp



法令情報を配信!



加除式・B5判・全2巻・ケース付・総頁2,730頁
定価17,600円(本体16,000円)送料960円

■加除式書籍は、今後発行の追録(代金別途)と併せてのご購入となります。

●バインダー方式によりさらに使いやすくなりました。(特許 第3400925号)

総合法令情報企業として社会に貢献

新日本法規出版



